

「“相続税対策” やっておいた方が良くと思うこと」

将来の相続に向けての相続税対策には、様々なものがありますが、最低限やっておいた方が良くのでは、と思うことがいくつかあります。

まずは、生命保険。これは亡くなられた時に、すぐに現金として支払われますから、遺族の方にとっては大変ありがたいものです。財産はあっても現金としてすぐに使えないものもありますので、そんな時には助かりますね。しかも、500万円×法定相続人の数までは、相続税がかかりません。相続人が奥様と子2人の計3人であれば、1,500万円まで相続税がかからずに受け取ることができます。

したがって、まだ保険に入られていない方、非課税限度額まで入っていない方は、是非、検討すると良いと思います。ただ、高齢になってくると、だんだん生命保険に入れなくなってきます。入っても保険料が高くなってしまいます。ただ、最近では日本生命や住友生命には90歳まで入れる保険があります。一時払いの終身保険になり、支払う保険料より少し多い程度の保険金にしかならないかも知れませんが、それでも預金で置いておけば相続税がかかる、保険にしておけば1,500万円まで相続税がかからない、というのは大きな違いですね。

それから相続時精算課税を使った贈与。相続時精算課税は、令和6年より改正され、新たに110万円の非課税枠ができました。これを使った贈与です。

そもそも相続時精算課税はどんなものかという、贈与した時には税金はかけないが、贈与した人が亡くなった時に、その贈与した財産を相続財産に加算して、相続税で税金を精算してください、という制度です。

その相続時精算課税に年110万円の基礎控除ができました。年110万円までは贈与税もかからないし、相続財産への加算もしなくていい、というものです。すなわち、まったく無税で年110万円までは子に渡していいですよ、という制度です。通常の贈与（暦年贈与といいます）の場合は、亡くなる前7年間に贈与したものは相続財産に加算することになりましたので（以前は3年間でした）、高齢になってから贈与するのであれば、相続時精算課税を使った方がいい、ということですね。是非、検討してみてくださいはいかがでしょうか？

東京メトロポリタン税理士法人
グループ代表/税理士 北岡修一
03-3345-8991 <https://www.tm-tax.com/>

～ 印度 ～

菱形の上を潰した様な形をしているインドの縦・横はおよそ3,000km。札幌⇄鹿児島直線距離のおよそ2倍の距離があり、私は以前その菱形の中心から8～11時の範囲を旅してきました。そして大勢の旅行者の例に漏れず、酷い下痢を二回・発熱一回と旅行日程の半分を体調不良に悩まされました。

記念すべき一回目は夜行電車移動中でした。4時間近く遅延した夜行電車にようやく乗り込み、自分のベッドを苦労して見つけ横たわっていたところ突然の腹痛に襲われました。「あれ？」ではなく「やばい！」という大波で、急いでトイレトペーパーをリュックから取り出し、一番近いトイレに駆け込みました。中々な汚れ具合と臭いでしたが、そこに空いているトイレがあるだけ幸運だったと思います。

発熱は喉の痛みからでしたが、その頃三月初旬は丁度季節の変わり目で日中は結構暑い日もあり、また乾期でもあり舗装されていない道は土埃が舞っていました。その上、町中野良牛が糞尿を垂れ闊歩している為、その埃にも…と考えると様々な体調不良は不可避なんじゃないか感じていました。

この状況でどんな食事を選んでも当たり前の様に入ってくるスパイスが鬱陶しく、一向に心が休まらず肉体的・精神的にも疲弊しました。大変だった事ばかり書きましたが、勿論それ以上の感動や感激があり、臉に焼き付いている光景や忘れられない出来事も沢山ありました。まだまだ行きたいところは山ほどあり、何歳になっても行きたいところへ行ける様に体を維持していきたいと強く思います。

本店管理営業部
森山 友善

不動産にまつわる ご相談（無料）！！

懇切丁寧にわかり易く実益を目指して。
お気軽に信和不動産までご相談下さい。

電話 03-3323-0525 メール baibai@0007.co.jp

地域生活情報誌
Vol. 193
2025



だ
い
た
ら
ぼ
っ
ち



創業70周年

●私達の喜びはお客様の笑顔です●



信和不動産株式会社

お部屋探しは 弊社のホームページで！▼

<https://www.0007.co.jp>

facebook も更新中▼

<http://www.facebook.com/shinwafudosan>

皆様の多様なニーズに即応します。



東松原本店（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原5-2-3 信和ビル1階

TEL(03)3323-0521 / TEL(03)3323-0525(売買部直通)

梅ヶ丘店（小田急線 梅ヶ丘駅前）

世田谷区梅丘1-24-2 佐野ビル1階/TEL(03)3425-6145

<信和不動産グループ>

アパマンショップ東松原店

株式会社レントネット信和

（井の頭線 東松原駅前）

世田谷区松原5-57-7 第1片野ビル2階/TEL(03)3321-2123



～ 毎週火曜日・水曜日定休～

円満相続シリーズ

気を使い、お金を使い、時間を使う



相続の仕事をしていると弁護士先生のお世話にならなければ対応ができないことがあります。下記の項目はよくある事例です。

- ①遺留分侵害額請求権の行使、もしくは行使された時の対応
- ②ウンともスンとも言わず、相手が無視を続ける
- ③調停が不調に終わり審判に移行してしまった
- ④何回協議しても遺産分割がまとまらず法律で裁くしかない
- ⑤相手が代理人（弁護士）を立ててきた

以下は弁護士先生にお世話になった典型的な事例です。

◎兄と弟の2人兄弟で弟さんからの相談です。兄は奥様と長男と長女の4人家族でした。

高齢の兄は数年前に奥様に先立たれひとり暮らしです。介護が必要となり、近くにいる弟夫婦が、買い物、食事の支度、入浴のお世話、通院の付き添いなど、親身になって世話をしています。

嫁いだ長女は義父母と同居しており、独身で疎遠の長男は離れた所に住んでいます。2人とも父親の世話を叔父夫婦にまかせっきりで、有難いとの感謝の気持ちがありません。

兄は全財産を弟に遺贈するとの公正証書遺言を残していました。遠くにいる疎遠の身内より、親身にみなって世話をしてくれている身近な人に自分の財産を渡したくなるのは人情です。

そして兄が亡くなりました。遺言があること、遺留分を戻すことを伝えました。姪は納得したのですが、甥は理不尽な要求を繰り返してきます。さらに弁護士から遺留分侵害額請求の内容証明が届き裁判となりました。正義はこちらにあります。だが常識と法律は一致するとは限りません。ここが気になるとことです。

いよいよ裁判も大詰めとなり、明日は原告（甥）と被告（叔父）の証人尋問です。普通の人が法廷に立つなど生涯に一度あるかないかです。本人は緊張し前夜は眠れなかったそうです。自分達がやってきたことを「ありのまま話せばよい」と背中を押しました。

いよいよ開廷です。傍聴席のすぐ前に証人台があり、傍に私がいるので本人も気持ちが楽になったそうです。正面1段上に裁判官席があり、その下に書記官席、左手に原告の弁護士席、右手に被告の弁護士席があります。

互いの弁護士が被告と原告に通りの質問をしたあと、最後に裁判官から「それでは裁判所からの質問です」と、双方にいくつかの質問があり、3時間ほどで閉廷となりました。

弁護士チームの適切な対応も功を奏し、数日後に当方の主張にそった和解が成立し、ご夫婦は長い間の呪縛から解放されました。気がつけば内容証明が届いてから3年の歳月が過ぎていました。

最後まで寄りそってきましたが、やむを得ず裁判となれば、精神的かつ経済的な負担に加え、貴重な時間を費やします。そして何よりも大切な財産（家族や親族の絆）を失います。

有限会社アルファ野口 代表取締役・NPO法人相続アドバイザー協議会評議員

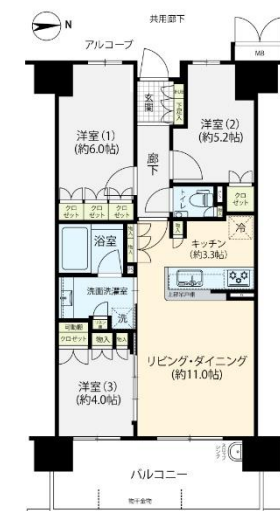
野口 賢次

有限会社アルファ野口 TEL. 044-422-1337 FAX. 044-455-0208
〒211-0012 神奈川県川崎市中原区中丸子 538 番地メルベージュマルダ 1F

分譲マンション

価格改定

8,580万円 ジオ杉並高井戸 4階
京王井の頭「高井戸」駅徒歩7分 3LDK



所在：杉並区高井戸東 3-29-20
土地権利：所有権
構造：RC 造 10 階建
専有面積：66.24 m²（壁芯）
バルコニーから広がる眺望！新宿の夜景が望めます



11,990万円 ジオ世田谷松原 5階
京王井の頭「東松原」駅徒歩8分 3LDK



所在：世田谷区松原 6-30-14
土地権利：所有権
構造：RC 造 6 階建
専有面積：66.74 m²（壁芯）
新宿駅へ約15分、渋谷駅へは約9分と都心へのアクセスに便利！



高台に位置し、開放感ある眺望

※上記情報は本紙編集時点（2025/8/23）の情報であり、お問合せを頂いた時点で、成約済、価格変更や利回りの変更がある可能性があります。

※間取図と現地に差異がある場合は現況有姿となります。※取引態様：媒介

◆お問合せ：売買部 03-3323-0525